

CISPRとPLT:総務省関連情報の非開示を決定

JA1IDY 青山貞一 東京都市大学教授

CISPR(国際無線障害特別委員会)では、PLC設備からの電磁妨害波許容値と測定法の標準化に向け、以前からPLT-プロジェクトを設置し、各国参加のもと審議を行ってきた。

周知のようにPLTは既設の電力線を使用するため信号周波数帯域内にアマチュア無線など短波帯利用者が存在する場合、モデムや電力線から漏洩する電磁波が甚大な受信障害を与えることが我々が各地で行った実験でも判明している。

IEC(国際電気標準会議)の一組織であるCISPRは既存無線システム保護を目的として電磁妨害波許容値と測定法の標準化を行なってきたが、PLT設備からの当該許容値と測定法の審議を1999年から開始し、2004年中国上海で開催された会議で許容値と測定法のCDV(投票付委員会原案)が付議された。

だが、異なる配電系の特性が十分に測定法等に反映されていないなどの理由で反対が多数を占め否決され、IECルールに基づき検討をはじめからやり直すこととなった。

その後,新たに小委員会直轄のPLT- PTがもうけられ、一昨年6月のプエルトリコ・サンファン会議から昨年5月の仏パリ会議まで都合4回の会合が開かれている。

昨年1月末のブリュッセル会議での検討結果に 基づくコメント収集のための委員会文書が作成され、各国に対してコメントが求められた。またパリ 会議では各国からのコメントにつき審議が行われ ている。

周知のように、私たちはこの間、総務省の電波監理審議会に対し異議申し立てを行ってからすでに5年の歳月が経っている。審議会審理でそこで絶えず問題となったのは、日本政府がCISPRなど国際的な場で、一体どのような主張や提案をしているかである。

この間、我々が審理の中で主張し続け証拠を出し続けている理論的、実証的諸課題を国際会議でどう報告しているのかを我々は知る権利があると考える。政府はあたかも日本国内でまったく問題がないかのごとく対応をしている可能性も大いにあるからである。

そこで昨年11月28日、総務省に対し、PLCに関連し、2005年以降、我が国がCISPRに提出およびCISPRから受領した文書一式を行政情報開示法に基づき正規に請求した。その後、昨年12月20日付け文書で国から開示法規定に基づき期限を延長すると通知してきた。そして本年1月25日付け文書で「公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条第3号の規定(国際機関との信頼関係が損なわれる情報)であるとして行政文書不開示決定通知をしてきたのである。

国が2ヶ月間も時間稼ぎしてきた理由は察しがつくが、国は国民(我々)との信頼関係をさんざん損ねておきながら、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるから非開示とするという言い分は、まったく納得が行かない。まして、我々はこの5年間、総務省相手に異議を申し立て、20回以上審理をしている。おそらく自分たちに不利になるからと言って、CISPRの資料を公開しないことは断じて許すことはできない。

聞くところによれば、昨年CISPRが出した資料の内容が日本政府にとり非常に不利なものなので、資料としてCISPRから提出されたことすら無かったことにしたいということがあったらしい。

「外交」を理由に、何でもかんでも非開示にしている日本政府だが、今後、情報開示に向け異議申し立てや行政訴訟を行いたいと考える。